

入札される方へ

- 1 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、公簿等を閲覧するなどしたうえで、入札してください。見取図・写真等は、現地の状況をイメージしやすくするために作成したもので、縮尺・境界等が実際と異なることがあります。あくまで参考としてお考えください。
- 2 執行機関は、公売財産の引渡しの義務は負いません。物件内の動産類やゴミなどの撤去、占有者等に対しての明渡し請求、前所有者からの鍵の引渡しなどは、買受人に行っていただくことになります。
また、土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。
- 3 執行機関は、瑕疵担保責任を負いません。
- 4 入札の手続などは、「**公売のしおり**」をご覧ください。
- 5 入札当日は、次のものがようになりますので、ご持参ください。

公売保証金	現金又は小切手（群馬中央手形交換所参加地域を支払地とする銀行、信用金庫振出の預金小切手に限ります。）
印 鑑	個人が入札する場合：本人の認印（スタンプ式のものは不可） 法人の代表者が入札する場合：当該法人の代表者印
収入印紙 （200円）	入札者が営利法人又は個人で営業者の場合、公売保証金の返還を受ける際に必要です。 ただし、公売保証金が5万円未満の場合は必要ありません。
そ の 他	公売財産が 農地等 の場合  農業委員会等から交付された 買受適格証明書
	代理人が入札する場合 法人の代表権限を有しない 方（従業員など）が法人名で入  委任状 札手続を行う場合も、委任状が 及び代理人の印鑑 必要です。
	共同入札者の中から指名  共同入札代表者の届出書 された代表者が入札する場合 及び代表者の印鑑
	法人の登記事項証明書等 「公売のしおり」2（10）参照

- 6 本誌に記載されている公売財産については、直前に公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。
- 7 物件が多数のため、終了までに時間がかかることがあります。あらかじめご了承ください。